

## 2 - 3 市町長の事務

知事の権限に属する事務のうち，市町長へ移譲されている事務

( 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例 ( 平成 11 年広島県条例第 34 号 ) )

第 6 3 条第 1 項，第 6 4 条第 1 項，第 6 5 条第 1 項，第 6 7 条，第 6 8 条第 3 項  
の規定による届出の受付に関する事務

第 6 6 条の規定に関する計画変更勧告に関する事務

第 6 9 条第 1 項の規定による変更及び改善の勧告に関する事務

第 6 9 条第 2 項の規定による変更及び改善の命令に関する事務

第 1 0 3 条の規定による勧告に関する事務 ( 2 以上の市町の区域にわたる広域的  
な見地から処理する必要がある公害事案及び被害が相当多数の者に及び，又は及ぶ  
おそれがあり，かつ，社会的影響が著しい公害事案に係るものを除く。 )

第 1 0 4 条第 1 項の規定による報告の要求及び立入検査に関する事務